

公益財団法人児童育成協会
巡回指導実施要項

(令和3年3月31日改定)

(趣旨)

第1条 この実施要項は、企業主導型保育事業指導・監査等基準（以下「基準」という。）第5の3に基づき公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）が助成する企業主導型保育施設に対する巡回指導について必要な事項を定める。

(巡回指導対象施設)

第2条 巡回指導対象施設は以下に該当する施設であって、巡回指導を実施することが適当と認められる施設とする。

- (1) 開所後概ね6か月以内の施設
- (2) 巡回指導を希望する施設
- (3) 立入調査等の内容及び結果等を踏まえ保育内容等に課題があると認められる施設
- (4) 保育内容等に関する通報・苦情があった施設
- (5) 上記(1)から(4)に準ずる施設

(巡回指導会議)

第3条

- 1 基準第5の3に基づき、協会に、指導監査員、巡回指導員、保育士、栄養士が参加する巡回指導会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議は、必要に応じて協会が開催する。
- 3 会議の取扱い事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 巡回指導を実施する対象施設の検討・決定
 - (2) 巡回指導を実施する対象施設に対する助言・指導方針の検討・決定
 - (3) 巡回指導の内容及び結果に基づく今後の対応方針の検討・決定
 - (4) その他、協会が必要と認めた事項
- 4 会議の事務は、指導監査部で行う。

(巡回指導員)

第4条

巡回指導員は以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有する者その他保育内容等に関する専門的知識を有する者
- (2) 保育内容等に関する助言・指導を適切に行うことができる経験等を有している者

(3) 協会の定める研修を受講し修了した者

(実施体制)

第5条

巡回指導は、巡回指導員1名以上で行う。また、必要に応じて協会が指定した者が同行する。

(実施方法)

第6条

- 1 協会は、巡回指導の実施計画を策定する。実施計画は、巡回指導員の居住地を考慮した上で、巡回指導員が担当する対象施設を決定するとともに、年度中、必要に応じて見直すことができるものとする。
- 2 巡回指導を実施する施設に対し、基準第5の4に定める巡回指導実施通知書を事前に送付する。
- 3 実施計画に従って、巡回指導員は巡回指導を実施する対象施設を訪問する。
- 4 巡回指導員は、基準の別添「巡回指導基準」を活用し、施設長や保育従事者等からの聞き取りや相談のほか、保育の計画等の資料を閲覧し、助言・指導を行う。
- 5 巡回指導は、1施設あたり2時間程度とする。
- 6 巡回指導員は巡回指導の内容及び結果について基準第6の2で定める巡回指導報告書を作成し、協会に提出する。

(その他)

第7条

- 1 協会は、第4条の要件を満たす者に巡回指導員の業務を委託することができる。
- 2 前項により業務の委託を受けた巡回指導員は、その業務に関して知り得た一切の情報について守秘義務を負う。
- 3 協会は、第1項により業務を委託した巡回指導員に対し、巡回指導を実施した実績に応じて、協会が定める基準による報酬及び費用を支払う。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和3年5月14日から施行する